

北山村小規模事業者持続化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内において商工鉦業を営む事業者が、国内外からの集客の増加・対応力の強化を推し進めるとともに、経営基盤の強化・各種サービスの拡充により事業の持続的発展を図るための設備導入・施設改修工事等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北山村補助金等交付規則(平成18年北山村規則第1号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 北山村商工会の会員であること。
- (2) 補助事業の対象となる物件等が北山村内に存在していること。
- (3) 村税その他村に対する納付金を滞納していないこと。
- (4) 他の制度による補助金、助成金等を受けていないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び経費(以下「補助対象事業」「補助対象経費」という。)は、補助対象者が施工業者等に発注して実施する次に掲げる改修工事等に要する経費とする。

- (1) 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応
- (2) パンフレット・ホームページ等の広報物の多言語対応
- (3) 当該施設内における Wi-Fi 整備
- (4) 消防施設の整備(自動火災報知機・誘導灯・スプリンクラー設備等)
- (5) 各種表示・看板灯の点字対応、音声案内などのユニバーサルデザイン化
- (6) クレジットカード・電子マネー決済端末・パスポートリーダー端末の整備
- (7) トイレの洋式化、洋式トイレの増設
- (8) 業務効率化・顧客開拓に資する IT 導入
- (9) 販路開拓に資する経費
- (10) その他経営の改善に資する経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象者が自ら行う改修工事に要する経費
- (2) 土地の購入及び造成に要する経費
- (3) 改修工事を伴わない解体工事に要する経費

- (4) 公共事業の施工に伴い補償を受けて行う改修工事に要する経費
- (5) 設備、機器設置後の維持費、メンテナンスに係る経費
- (6) 間接経費（消費税その他租税公課、収入印紙代、各種サービスの月額利用料、光熱水費、振込手数料等）
- (7) その他、事業の目的に照らして直接関係ない経費など村長が適当でないとする認め経費
- (8) 実施しようとする補助対象事業について国、地方公共団体、その他各種団体からの補助金を充当した場合の補助金相当額

3 補助金の交付は、第3条1項における(1)～(8)のそれぞれの事業において1回までとする。また同一の申請者からの申請は当該年度内に1度までとする。ただし、1度の申請につき、複数の事業を実施することは差し支えないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第3条1項における(1)～(8)の各事業につき、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は以下に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 北山村施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業に関わる見積書の写し
- (4) 事業対象の現況写真
- (5) 経営計画
- (6) 北山村商工会からの推薦状

(交付決定)

第6条 村長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、北山村施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(変更承認・中止申請)

第7条 交付決定後に事業の内容を変更する場合にあっては北山村施設整備事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を、事業を中止する場合にあっては北山村施設整備事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、変更および中止の事由が生じた時点で速やかに

村長に提出するものとする。

(実績報告および交付請求)

第8条 交付決定を受けたものは、事業完了後30日以内に北山村施設整備事業補助金実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第7号)
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) 補助事業の事業完了後の現況写真

(補助金の交付)

第9条 村長は、前条の請求を受けたときには、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときには、交付決定を取消し、又は交付した補助金を全部もしくは一部を返還させることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると村長が認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請やその他不正行為があったとき
- (3) その他村長が時に適当でないと認めたとき

2 村長は、前項の規定により取消しまたは返還を命ずるときは、北山村施設整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)もしくは北山村施設整備事業補助金返還命令書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。